
第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で武力攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも想定される。

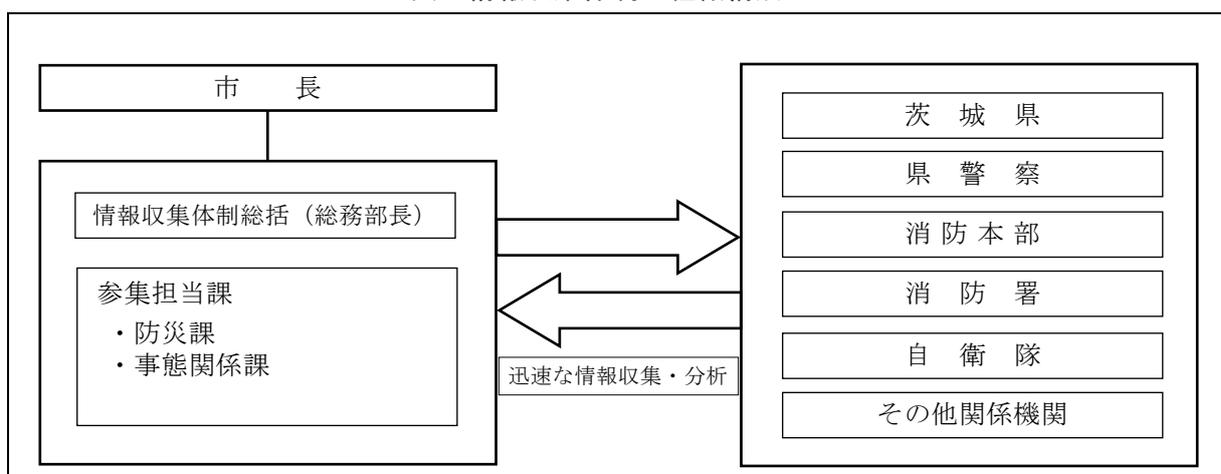
このため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、国による事態認定の前の段階における市の初動体制について、以下のとおり定める。

第1節 情報収集体制の配備及び緊急事態連絡室の設置と初動措置

第1 情報収集体制の配備

- ①市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、災害警戒本部や災害対策本部の組織編制等、市の防災体制を活用しつつ、「情報収集体制」を配備する。

図：情報収集体制の組織構成



- ・ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。
- ・ 消防本部及び消防署においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

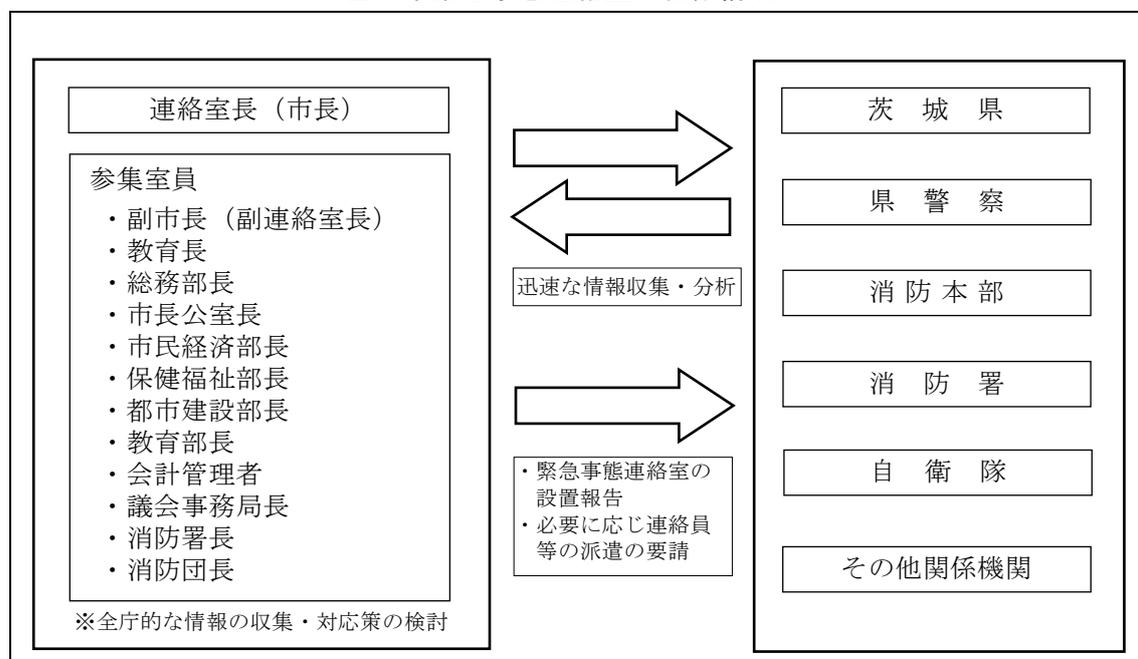
②「情報収集体制」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに「情報収集体制」を配備した旨について、県に連絡を行う。

この場合、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

第2 緊急事態連絡室の設置

①市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、災害警戒本部や災害対策本部の組織編制等、市の防災体制を活用しつつ、「緊急事態連絡室」を設置する。

図：市緊急事態連絡室の組織構成



- ・住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。
- ・消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

②「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに「緊急事態連絡室」を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、「緊急事態連絡室」は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

第3 初動措置の確保

市は「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を

踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

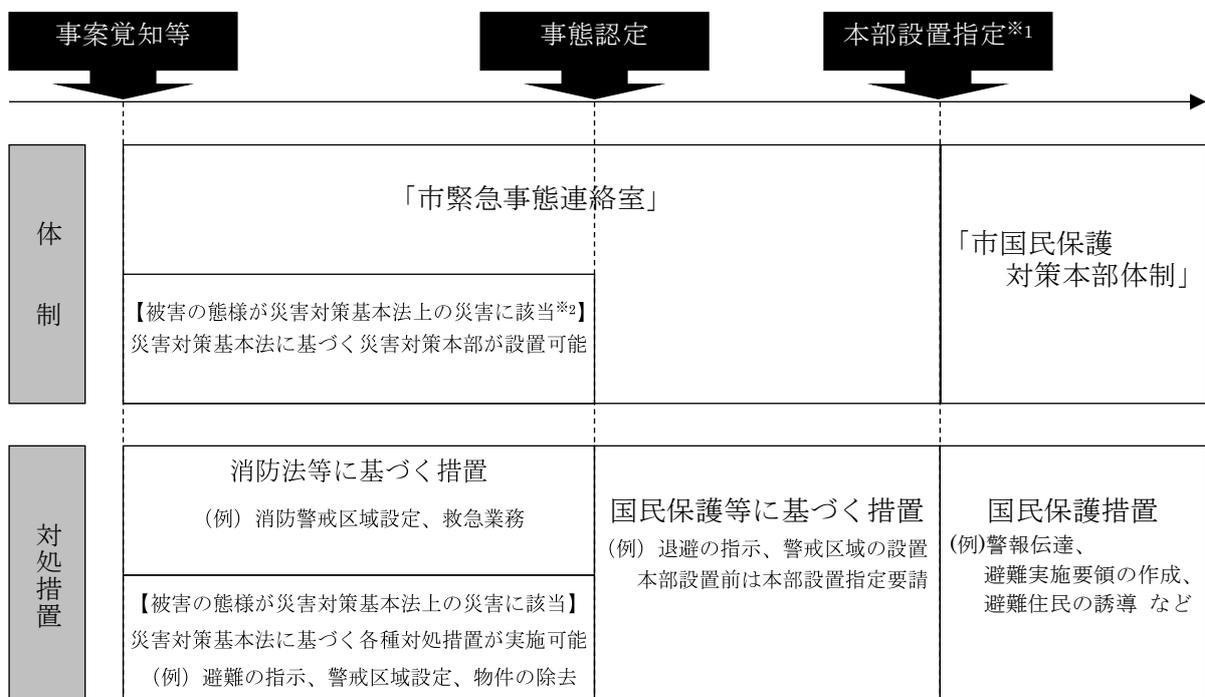
第4 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

第5 国民保護対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】：災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことに鑑み、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合が多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害の他、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶の事故等とされている。

第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報収集体制を配備、又は「緊急事態連絡室」を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

市の国民保護対策本部（以下、市対策本部という。）を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

第1節 市対策本部の設置

第1 市対策本部を設置する場合の手順

1 市対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置する。またこの際、災害警戒本部や災害対策本部等、市の防災体制に関わる組織編制を活用する。

なお、事前に「緊急事態連絡室」を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

2 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部事務局（総務部防災課）は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム[※]等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

※大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

3 市対策本部の開設

市対策本部事務局（総務部防災課）は、市役所伊奈庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始するものとする。なお、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、平時から、通信手段の状態を確認しておくこととする。

また、市長は、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

4 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

5 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、以下のとおり市対策本部の予備施設を指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、本市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

表：代替施設の指定

順位	施設名
第1位	谷和原庁舎
第2位	富士見ヶ丘小学校

第2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

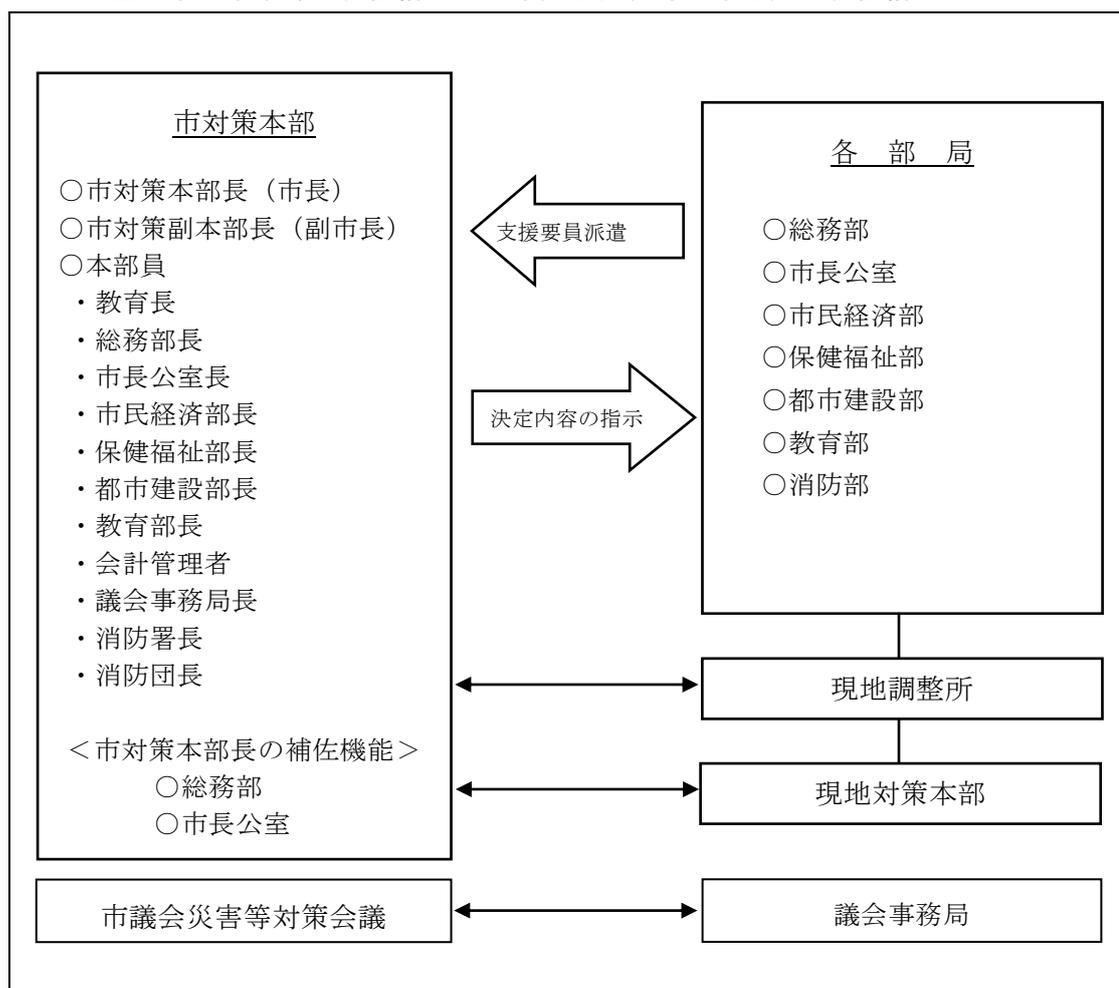
市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

第3 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

なお、市対策本部長が必要と認めるとき、国の職員、その他つくばみらい市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることが可能である。

図：市対策本部の組織構成及び市議会災害等対策会議の組織構成



表：市の各部課における武力攻撃事態等における業務

部課名	分掌事務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護対策本部の職員の動員に関すること。 ・国民保護対策本部の職員の厚生に関すること。 ・災害対策本部室の設備及び電力の確保に関すること。 ・国民保護のための措置の実施に係る予算及び経費の支出、物品の調達等に関すること。 ・被災者に対する市税の免除等に関すること。 ・中央機関、茨城県との連絡に関すること。 ・現地対策本部の支援に関すること。
市長公室	<ul style="list-style-type: none"> ・被災情報の収集及び提供に関すること。
市民経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産・商工労働関係の国民の保護のための措置に関すること。 ・安否情報に関すること。 ・廃棄物の処理に関すること。 ・被災地の防疫に関すること。 ・その他国民の保護のための措置に関すること（事務局及び他部の所管に属するものを除く。）。
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民等の救援に関すること（他部の所管に属するものを除く。）。 ・ボランティアに関すること。 ・その他保健福祉関係の国民の保護のための措置に関すること。
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・土木建築・開発関係の国民の保護のための措置に関すること。 ・上水道に係る国民の保護のための措置に関すること。 ・下水道に係る国民の保護のための措置に関すること。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・教育関係の国民の保護のための措置に関すること。 ・文化財の保護に関すること
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難に関すること。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員への連絡調整体制の整備に関すること。 ・市議会災害等対策会議に関すること。

第4 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

1 市対策本部における広報体制

(1) 広報責任者の設置

市は、広報を一元的に行う者として秘書広報課長を広報責任者として設置し、秘書広報課長は武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行う。

(2) 広報手段

市報誌等の誌紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、防災アプリ、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

(3) 留意事項

広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

市対策本部において、重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

県と連携した広報体制を構築する。

第5 市現地対策本部の設置

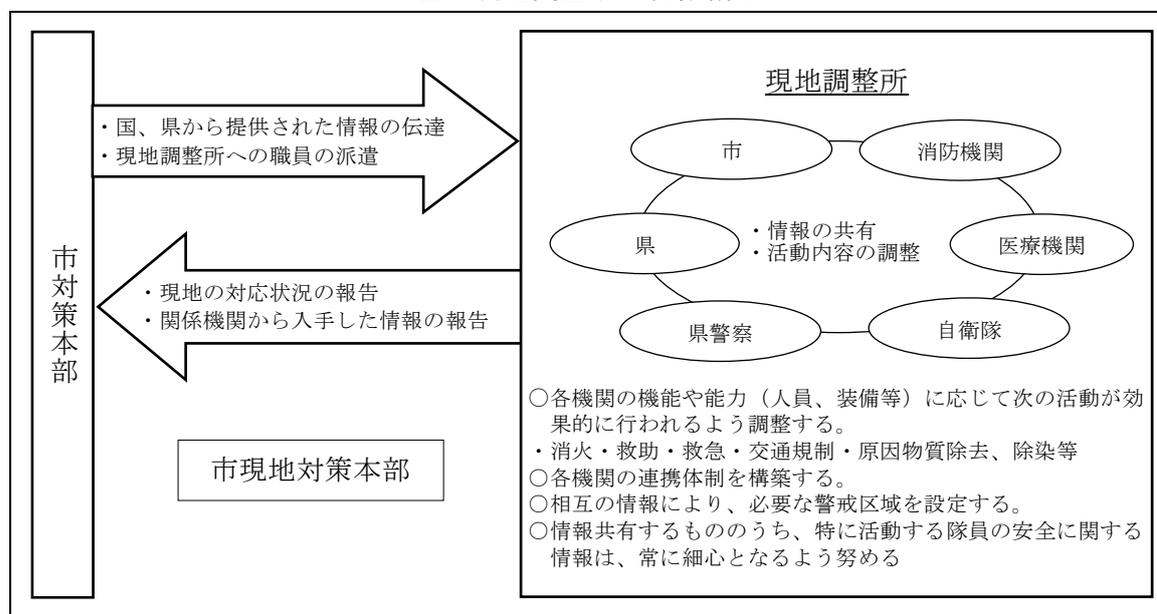
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

第6 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

図：現地調整所の組織編成



1 現地調整所の性格

① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として、各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく

避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように、現地調整所で調整を行うことが考えられる)。

- ②現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。市は、現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行う。このことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる必要がある）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

第7 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

1 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

2 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

3 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

4 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

5 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

第8 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第2節 通信の確保

第1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、IP無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

第2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

第3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 国・県の対策本部との連携

第1 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

第2 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国との調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

さらに、国現地対策本部が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、国民保護に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力するため、職員を出席させる。

第2節 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

第1 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして要請を行う。

第2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

第3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要

な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

第1 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

①市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて陸上自衛隊第一施設団長を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

- ・避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ・避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ・武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ・武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

②市長は、知事に対し、前号の要請を行うよう求める場合は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、事態が急迫しているなど文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ・武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

③市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

第4節 他の市町村長等に対する応援の要請、事務の委託

第1 他の市町村長等への応援の要請

①市は、必要があると認めるときは、応援を要請する理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を要請する。

②応援を要請する市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を要請する。

第2 県への応援の要請

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を要請する。この場合、応援を要請する理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

第3 事務の一部の委託

①市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(ア)委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ)委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

②他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

①市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関の長（指定公共機関である特定独立行政法人及び郵便事業を営む者をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

②市は、①の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、①の職員の派遣について、あつせんを求める。

第6節 市の行う応援等

第1 他の市町村に対して行う応援等

①市は、他の市町村から応援の要請があった場合には、要請された応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

②他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

第2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を要請された場合には、要請された応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7節 ボランティア団体等に対する支援等

第1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

第2 ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

第3 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第8節 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は住民の自発的な意志に委ねられるものであることに留意する。

- 1 避難住民の誘導及び救援等
- 2 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 3 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、使用可能なあらゆる媒体や手段を駆使して正確な情報を適時かつ的確な方法により、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知等とともに、避難の措置を行うことについて、以下のとおり定める。

第1項 警報の通知及び伝達

第1節 警報の通知等

第1 警報の伝達

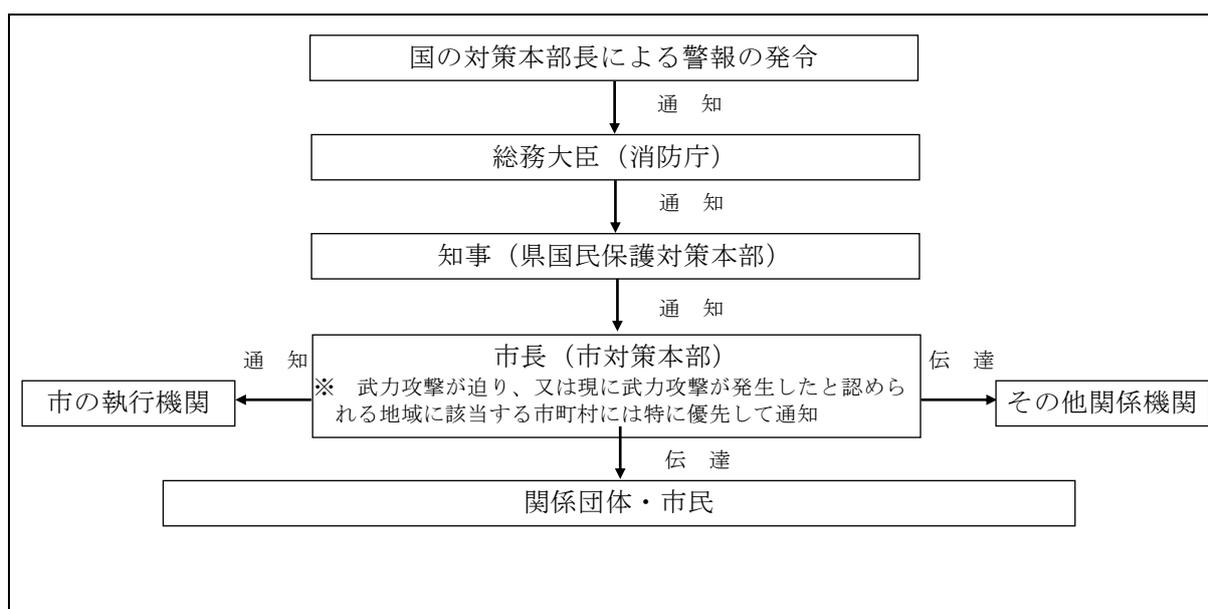
①市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、商工会、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

第2 警報の通知

①市は、当該市の他の執行機関及びその他の関係機関（教育委員会、保育園等）に対し、第2編第1章第4項第2節に掲げるところに従って、警報の内容を通知する。

②市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp>）に警報の内容を掲載する。

【警報の通知・伝達の仕組み】



第2節 警報伝達の基準及び伝達方法

1 警報の手段

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等で地方公共団体に伝達される。市は、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等と連携している情報伝達手段等により行い、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。なお、その手段は以下のとおりとする。

- ① 防災行政無線
- ② 市防災アプリ
- ③ 携帯端末の緊急通報メール
- ④ インターネット(メール、ホームページ、SNS)
- ⑤ Lアラート
- ⑥ Yahoo!防災速報等の民間アプリ
- ⑦ 広報車による呼びかけ など

2 警報内容の伝達方法

市警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

(1) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、まず、国（消防庁送信システム）から全国瞬時警報システム（J - A L E R T）の情報が携帯電話会社を通じ、市民各人の携帯電話にエリアメール・緊急通報メールで伝達される。同時に人工衛星およびL G W A N（総合行政ネットワーク）を通じて市の全国瞬時警報システム（J - A L E R T）の受信機に届き、自動起動装置によって、防災行政無線（屋外スピーカーや戸別受信機）が鳴動する。また、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等をLアラート、防災アプリ、SNS等を活用し住民に周知する。

さらに、市内に保有する広報車や消防機関が保有する消防車両で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して、住民に注意を喚起し周知する。

(2) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

市長が特に必要と認める場合を除き、サイレンは使用せず、ホームページへの掲載をはじめ、防災アプリ、SNSへの配信等により、周知を図る。なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

・全国瞬時警報システム（J - A L E R T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

3 各世帯等に警報の内容を伝達

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

4 避難行動要支援者等に対する伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等、避難行動要支援者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

5 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。なお、その他は警報の発令の場合と同様とする。

第3節 緊急通報の伝達及び通知

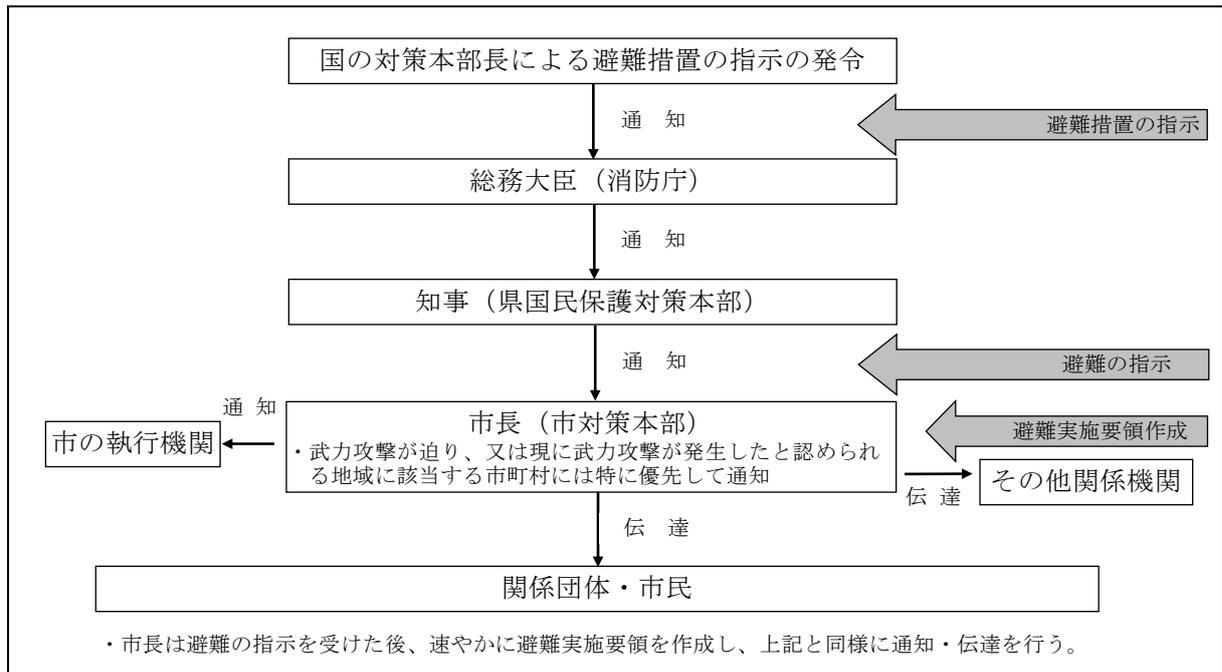
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2項 避難の誘導等

第1節 避難の指示の通知・伝達

- ①市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ②市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

図：避難の指示の流れ



第2節 避難実施要領の策定

第1 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴いた上で、あらかじめ作成した避難実施要領パターンを参考にしつつ、的確かつ迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう留意する。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には直ちに避難実施要領の内容を修正する。

第2 避難実施要領に定める事項

- ①避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ②避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置に関する事項
- ③その他避難の実施に関し必要な事項

第3 避難実施要領作成の際の主な留意事項

1 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、学校、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

2 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

3 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

4 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

5 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

6 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

7 市職員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

8 特に配慮を要する避難行動要支援者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な避難行動要支援者や外国人などの避難誘導を円滑に実施するために、避難行動要支援者名簿を活用し、これらの者への対応方法を記載する。

9 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

10 避難誘導中の食糧等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食糧・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

11 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

12 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【避難実施要領のイメージ】 個々の事態における避難実施要領（例）は資料編参照

避難実施要領（案）

茨城県つくばみらい市長
〇月〇日現在

1. 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

つくばみらい市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) つくばみらい市のA地区の住民は、B市のB地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・その他）

バスの場合：つくばみらい市A1地区の住民は、つくばみらい市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：つくばみらい市A1地区の住民は、〇〇鉄道〇〇線A駅前広場に集合する。その際〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、A駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号線又はA通りを使用すること。集合後は、〇日〇時〇分発B市B1駅行き電車で避難する。B市B駅到着後は、B市職員及びつくばみらい市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B高校体育館に避難する。

---以下略---

- (2) つくばみらい市のA2地区の住民は、B市のB地区にあるB市立B2高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

---以下略---

2. 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食糧等支援要員等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿を活用し、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に行う。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3. その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食糧品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする

- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた靴を履くようにする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

- ・つくばみらい市総務部防災課
- ・TEL 0297-58-2111
- ・FAX 0297-58-8586

---以下略---

第4 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び陸上自衛隊第一施設団長並びにその他の関係機関に通知する。

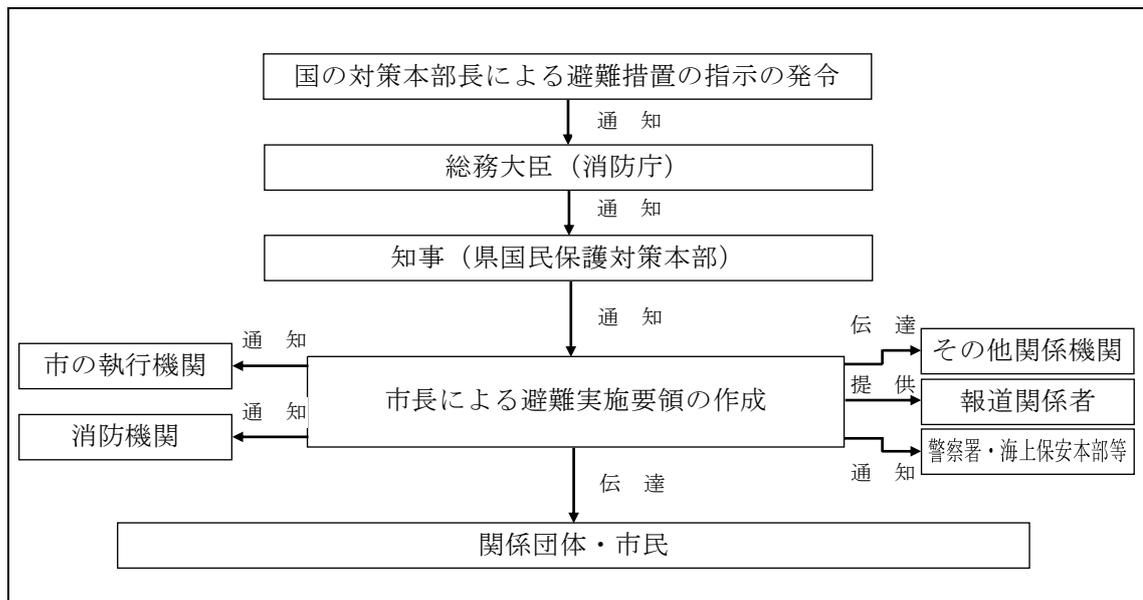
さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

第5 広域避難（広域一時滞在）

市長は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

なお、本市が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の県との協議を求める。

図：報道機関への避難実施要領の通知・伝達



第3節 避難住民の誘導

第1 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び消防団長を指揮し、消防本部消防長と協力し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所に夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

第2 消防機関の活動

市長は、消防本部消防長に対し、消防本部及び消防署が、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うよう要請する。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行う。さらに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

第3 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、第三管区海上保安部の長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

第4 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

第5 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報等を提供する。

第6 避難行動要支援者への配慮

市長は、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者の避難を万全に行うため、救助班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を分担する必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

第7 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設について管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

第8 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

第9 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

第10 動物の保護等に関する配慮

市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ①危険動物等の逸走対策
- ②要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

第11 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

第12 文化財の保護

重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ①市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の手續に従って、速やかに所有者に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ②また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、市教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、県教育委員会を通じて、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

第13 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について、他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、避難住民の誘導に関して、知事から是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

第14 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長にその旨を通知する。

第15 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第4節 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

第1 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ①市は、弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、

屋外にいる場合は近くの頑丈な建物の中、又は地下に避難させる。

なお、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

- ②着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、県からの避難措置の指示の通知の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示・誘導を行う。
- ③急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

第2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ①県の対策本部長による避難措置の指示の通知が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。）
- ②ゲリラによる急襲的な攻撃により、県の対策本部長による避難措置の指示の通知を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らし、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- ③ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については攻撃当初は一時的に屋内に避難させ移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

第3 着上陸侵攻や航空機攻撃の場合

- ①大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つて行うこととすることが適当である。
- ②着上陸侵攻や航空機攻撃に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、大規模な避難に伴う混乱発生の防止や住民の避難のための運送力の確保に努める。

第4 NBC攻撃の場合

市長は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等の

安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、市長は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

第5 武力攻撃原子力災害の場合

- ①市長は、知事からの出される専門的な分析を踏まえた避難措置の指示を受けて、事態の状況を踏まえ、避難者の誘導を行う。
- ②市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、特に必要があると認めたときは、避難の指示がなされる前であっても、必要な応急措置を講ずるものとする。
- ③武力原子力災害においても、市地域防災計画（第9編 原子力災害対策計画）に基づき行動する。

第5章 救援

市は、県と連携して、避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の措置について、以下のとおり定める。

第1節 救援の実施

第1 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、救援を必要としている避難住民に対して、次に掲げる措置のうち、その通知に応じた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

第3 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

第2節 関係機関との連携

第1 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

第2 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

第3 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

第4 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、「第4章第2項第3節12 避難住民の運送の求め等」に準じて行う。

第3節 救援の内容

第1 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。

市長は「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

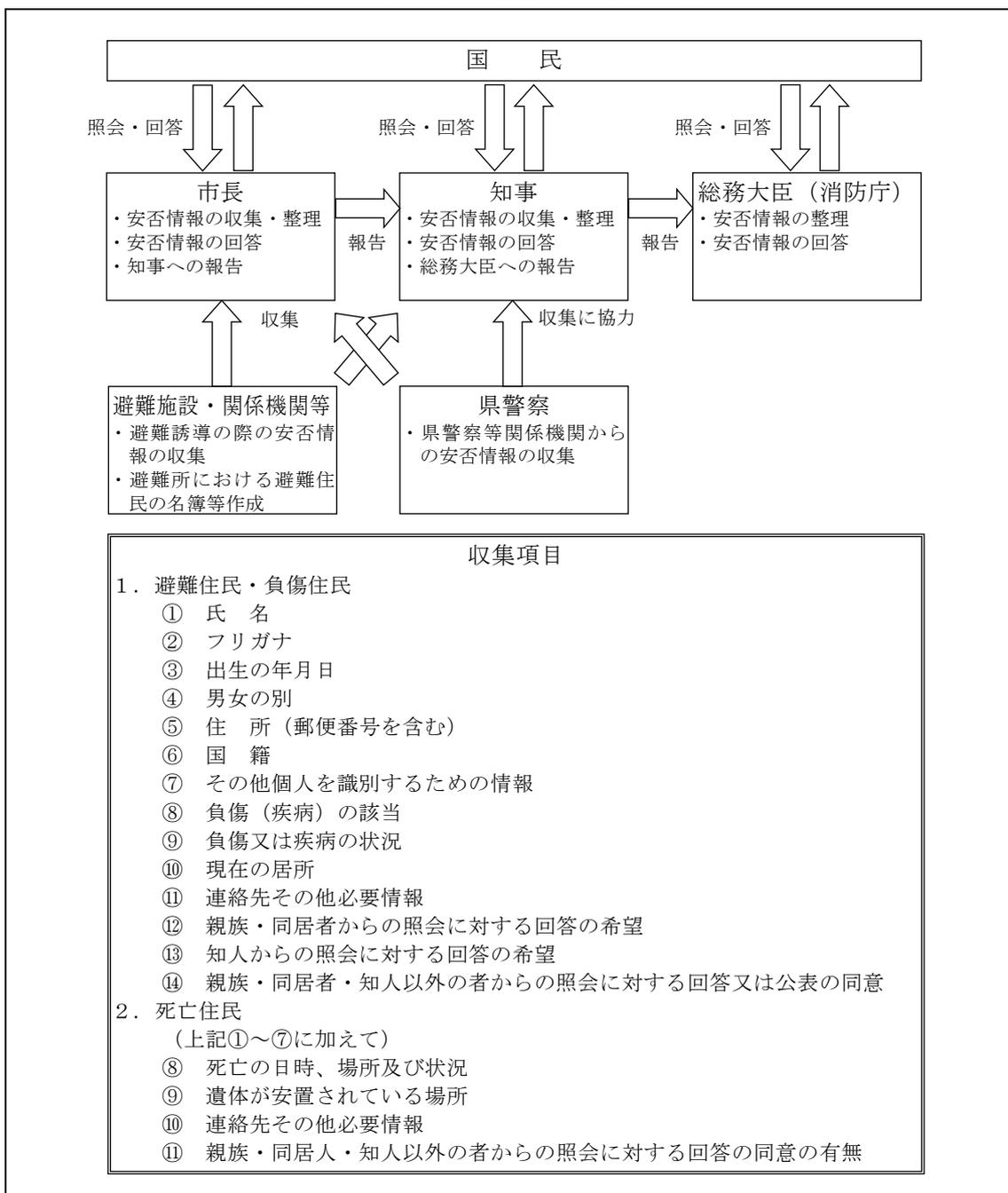
第2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している救援に関する資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

図：安否情報の収集・整理及び提供の流れ



第1節 安否情報の収集

第1 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会等により安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

第2 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する輸送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

第3 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

第2節 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する【様式第3号安否情報報告書（P2-14参照）】に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を、原則として安否情報システムにより県に報告し、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

第3節 安否情報の照会に対する回答

第1 安否情報の照会の受付

- ①市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ②住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第3条に規定する【様式第4号 安否情報照会書】（資料編参照）に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

第2 安否情報の回答

- ①市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する【様式第5号 安否情報回答書】（資料編参照）により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ②市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

第3 個人情報の保護への配慮

- ①安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ②安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第4節 日本赤十字社に対する協力

市は、外国人に関する安否情報を整理し、日本赤十字社茨城県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第5節 市における安否情報の収集及び提供の基準

第1 市による安否情報の収集

市による安否情報の収集は、第1節1の情報や、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行う。また、市は、第1節3の留意点を踏まえあらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求める。

第2 市による安否情報の報告及び照会に対する回答

市による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項及び措置の実施について、以下のとおり定める。

第1節 生活関連等施設の安全確保等

第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

1 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

2 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。

第2 武力攻撃災害の兆候の通報

1 市長への通報

消防吏員、警察官又は海上保安官は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

2 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第3 生活関連等施設の安全確保

1 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

2 施設管理者に対する措置の要請

市長は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対して随時提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する。

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

3 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関等その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

第4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

1 危険物質等に関する措置命令

市長は、国民保護法施行令第28条第1号に定める危険物について、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物の取扱者に対し、以下の措置を講ずべきことを命ずるものとする。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法103条第3項第3号）

2 警備の強化、危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、1の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第2節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、市地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 原子力災害への対処

1 地域防災計画に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として市地域防災計画（第9編原子力災害対策計画編）等に定められた措置に準じた措置を行う。

2 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ①市長は、放射性物質の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- ②市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- ③モニタリングの実施、安定ヨウ素剤の服用等の措置については、市地域防災計画（第9編原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じて措置を行う。

第2 NBC攻撃による災害への対処

1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

また、本市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、指定した施設で保健所による消毒等の措置を行うよう要請する。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

5 市長及び消防本部の管理者の権限

市長又は消防本部の消防長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

表：法第108条の汚染拡大防止措置に関する事項

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止

4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は消防本部の消防長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

表：権限を行使する際の通知又は掲示事項

	通知又は掲示事項
1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 措置に必要な土地等への立入

市長は、放射性物質等による汚染の拡大防止措置を講ずるため必要があると認めるときは職員に他人の土地建物その他の工作物又は航空機（以下、「土地等」という）に立ち入らせることができる。

また、他人の土地等に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 要員の安全の確保

市長又は消防本部の消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3節 応急措置等

第1 退避の指示

1 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

なお、市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から避難場所へ退避するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには「屋内への退避」を指示する。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

【退避の指示例】

- ・「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- ・「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△(一時)避難場所へ退避すること。

2 退避の指示に伴う措置

- ・市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなり、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ・市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

3 安全の確保等

- ・市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ・市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ・市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

2 警戒区域の設定に伴う措置等

- ・市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて警戒区域の範囲の変更等を行う。
- ・NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ・市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区

域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ・警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ・市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

3 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

第3 応急公用負担等

1 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

2 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・他人の土地、建物その他の工作物の一時使用
- ・土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ・武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

第4 消防に関する措置等

1 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

2 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

3 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

4 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、3による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運用要綱及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

5 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

6 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長・消防署長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

7 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ[※]の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

※災害医療における多数の傷病者を重傷度と緊急性によって分別する方法。日本では、阪神淡路大震災の教訓から総務省消防庁によってトリアージタグの書式が規格として統一され、4色のカードで表示される。(黒：死亡、もしくは現状では救命不可能とされるもの、赤：生命に関わる重篤な状態で、救命の可能性があるもの、黄：生命に関わる重篤な状態ではないが、搬送が必要なもの、緑：救急での搬送の必要がない軽症なもの)

8 安全の確保

- ・市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するな

ど、安全の確保のための必要な措置を行う。

- ・市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ・被災地以外の市町村長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ・消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ・市長は、現場で活動する消防団員及び市職員等に対し、水防管理者は現場で活動する水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 被災情報の収集及び報告

- ①市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ②市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。最終改定平成29年2月7日消防応第11号）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

第1 保健衛生対策

市は、避難先地域において、医師等保健医療関係者による健康相談、栄養指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防、衛生状態の改善への配慮等を行う。また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応する。さらに、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

第2 防疫対策

市は、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下によって引き起こされる感染症等の発生予防及びまん延防止のため避難住民等に対する啓発活動、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

第3 食品衛生対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

第4 飲料水衛生確保対策

- ①市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ②市は地域防災計画の定めに基づいて水道水の供給体制を整備する。
- ③市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

第5 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

第6 し尿処理対策

- ①市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施する。また、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。
- ②市は県の協力の下に仮設（簡易）トイレを速やかに設置するとともに十分な衛生管理を行う。
- ③市は、し尿処理を実施するに当たって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

第2節 廃棄物の処理

第1 廃棄物処理対策

- ①市は、地域防災計画の定めに基づいて、「つくばみらい市災害廃棄物処理計画」により廃棄物処理体制を整備する。
- ②市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第2 廃棄物処理の特例

- ①市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ②市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

本市が実施する国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

第1節 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2節 避難住民等の生活安定等

第1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

第2 税の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

第4 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者事業者等に応じた対応を実施する。

第3節 生活基盤等の確保

第1 水の安定的な供給

市は水道事業者、水道用水供給に係る需要者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

第2 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

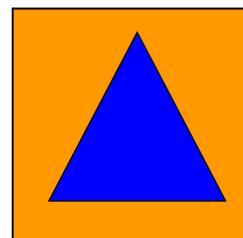
1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両船舶航空機等（以下この章において「場所等」という）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

市は、特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 特殊標章等

1 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。



【特殊標章】

2 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

3 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

<表面>

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月日/Date of issue _____		
証明書番号/No. of card _____		
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

<裏面>

身長/Height _____	眼の色/Eyes. _____	頭髪の色/Hair. _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp _____		所持者の署名/Signature of holder _____

【身分証明書のひな型】

(日本工業規格A7：横74ミリメートル、縦105ミリメートル)

第2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱例及び消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱例平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考）。

1 市長

- ・市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

